

ご安心ください!

町営水道の水

— 水道水質検査結果のお知らせ —

町では、皆さんの家庭へ常に安全な飲料水を供給するため、水道法に基づいて次のような水質検査を実施しています。
 (*水質検査：水道法第20条第1項および同法施行規則第15条)

- ① 毎日◇色、濁り、残留塩素濃度を検査
- ② 毎月◇水質基準に関する省令で定められた50項目のうち、下の表に掲げる11項目を検査
- ③ 3カ月ごと◇毎月の検査項目に、水質基準項目のうち17項目を加えて検査
- ④ 年1回◇水質基準50項目すべてを検査

さらに年1回、水質基準を補完する項目として「水質管理目標設定項目」の27項目を検査するほか、ゴルフ場付近の取水井で残留農薬の検査も行っています。
 ご安心ください。いずれの検査でも水質基準に適合しています。町では、常に安全でおいしい水道水を供給しています。

■お問い合わせ
 水道課 ☎ 76-5406

■水質検査結果 (平成20年1月8日実施)

検査項目	基準値	浄水場名				
		多古	東條	中	常磐	久賀
1 一般細菌	100個/ml以下	0個/ml	0個/ml	0個/ml	0個/ml	0個/ml
2 大腸菌群	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	1.89mg/l	4.47mg/l	6.93mg/l	1.95mg/l	6.85mg/l
4 塩化物イオン	200 mg/l以下	11.7mg/l	14.1mg/l	15.5mg/l	15.2mg/l	15.1mg/l
5 有機物(全有機炭素[TOC]の量)	5mg/l以下	0.5mg/l未滿	0.5mg/l未滿	0.5mg/l未滿	0.5mg/l未滿	0.5mg/l未滿
6 pH値	5.8~8.6	7.7	7.3	7.8	7.5	7.7
7 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
8 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
9 色度	5度以下	0.5度未滿	0.5度未滿	0.5度未滿	0.7度	0.5度未滿
10 濁度	2度以下	0.1度未滿	0.1度未滿	0.1度未滿	0.1度未滿	0.1度未滿
11 残留塩素	0.1~1.0mg/l	0.3mg/l	0.3mg/l	0.4mg/l	0.3mg/l	0.3mg/l
主な給水区域 (各浄水場は、水需要増に対応するため連絡管で結ばれています)		多古, 島, 水戸, 林, 染井	船越, 牛尾	中地区 (北中の一部を除く)	常磐地区 (境の一部, 柏熊を除く)	久賀地区 喜多, 飯世, 周倉, 五辻, 一鎌田, 五反田, 柏熊, 境, 北中の一部

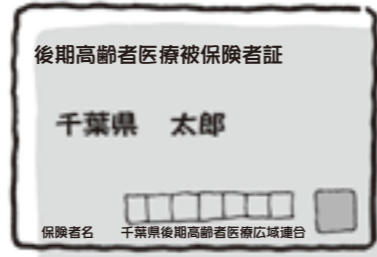
4月から、75歳(一定の障害がある場合は65歳)以上のすべての方が加入することになる『後期高齢者医療制度』。老人保健制度にかわるこの新制度へ加入すると、これまで医療を受けていた国民健康保険、健康保険組合、共済組合などから抜けることになるため、一人ひとりに『後期高齢者医療被保険者証』が交付されます。



『後期高齢者医療被保険者証』
 3月下旬までに
 郵送!!

保険証はカード型!!

被保険者一人ひとりにカード型の保険証が交付されます。保険者名は「千葉県後期高齢者医療広域連合」と記入されています。



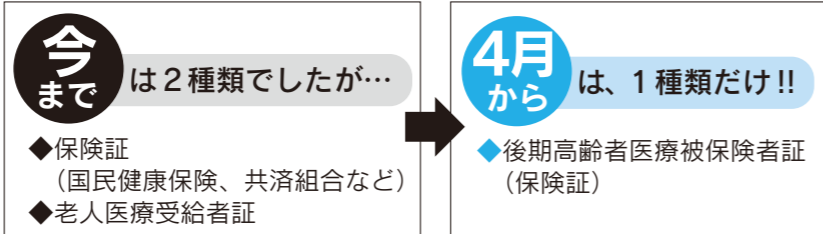
保険証が届くのは3月!!

保険証は、3月下旬までに配達記録郵便でお届けします。なお、4月以降に75歳となる方には、誕生日前に保険証が届きます。

今までの保険証と老人医療受給者証は返却!!

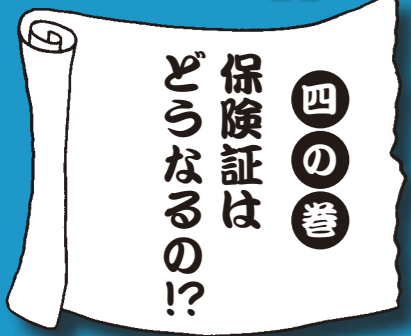
今まで医療を受けていた国民健康保険、健康保険組合、共済組合などの保険証は、4月になったら(4月以降に75歳となる方は誕生日以降に)各医療保険者へ返却してください。また、老人医療受給者証も不要となりますので、住民課窓口へご返却ください。

■医療機関を受診するとき持参するのは…



●お問い合わせ 住民課国保年金係 ☎ 76-5405

今年4月から 後期高齢者 医療制度 が始まります!!



あなたの地区へ伺います!! — 出前説明会 —

スタートまで、あと1ヵ月となった後期高齢者医療制度一。新制度が導入された後、皆さんにも、具体的な疑問や不明な点などが出てくるかもしれません。

住民課では、詳しい内容の説明や疑問などにお答えする『出前説明会』を、4月以降も行っています。各地区の老人クラブをはじめ、小規模なグループでもお伺いしますので、お気軽に住民課国保年金係 ☎ 76-5405 までご連絡ください。



◎広域連合
 後期高齢者医療制度を運営する保険者。保険料の決定や医療を受けたときの給付などを行う。都道府県単位で設立されている。町と広域連合の役割分担は次のとおり。

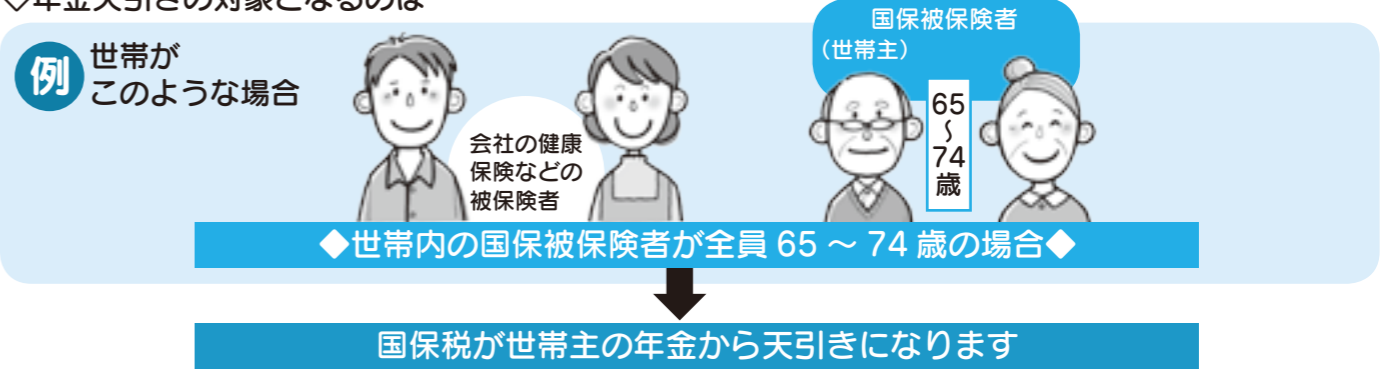
広域連合の役割	町の役割
○運営の主体	○申請や届出の受付
○資格の管理	○保険料の徴収
○保険料の決定	○保険証の引渡し
○医療費の支払い	○その他窓口業務

4月から年金天引きが始まります!!

— 65歳以上の方の国民健康保険税 —

該当する世帯へは、詳しい内容をお伝えする郵便を2月にお届けしてありますので、ご確認ください。また、3月には「特別徴収開始通知」を発送します。

◇年金天引きの対象となるのは…



ただし… 次の場合は、今までどおり現金または口座振替で納めていただきます。

- ①世帯主が国保被保険者ではない場合
- ②世帯内の国保被保険者が全員65~74歳ではない場合
- ③世帯主の年金が年額18万円未滿の場合
- ④介護保険料と国保税との天引き額の合計が、世帯主の年金額の2分の1を超える場合

●お問い合わせ 住民課国保年金係 ☎ 76-5405